

23.6.18

読売新聞主催 法科大学院受験者対象

次代の法曹に求められる資質とスキル

1、法曹会の現状・・・特に弁護士会

特筆すべき変化

～司法制度改革の一環として、新司法試験制度の導入、法科大学院の設立

(1) 弁護士数の急増

	総数	うち女性	
1950年	5827	4	0.007%
1975	10476	323	3.1
1985	12899	618	4.8
2000	17126	1530	8.9
2010	28881	4696	16.3

今年度(2011年度)は確実に3万人超え

2010年度新司法試験受験者数 8163名
 合格者数 2074名
 合格率 25.41%

(2) 裁判所受理事件の推移

裁判所における事件数はやや減少傾向

※地裁の訴訟事件は増加傾向にあるが、増加分の多くは消費者金融に対する過払い金返還訴訟といわれている。

原因

- ・少子高齢化、日本経済の衰退(経済活動が不活発)
- ・係争を好まないという日本人気質。

(3) 弁護士過剰時代の到来

<p><u>競争の激化</u></p> <p>↓</p> <p>①差別化 ②コストパフォーマンスの悪化 ③収入の減少 ④所得格差の拡大</p> <p>↓</p> <p>弁護士事務所に新人をじっくり育てるといふ余裕が無くなっている。 ex. 軒弁</p>	<p><u>弁護士事務所が新卒弁護士を吸収しきれない</u></p> <p>↓</p> <p>新卒弁護士がそのまま独立状態。 ex. 携弁、宅弁など</p> <p>①収入の減少 ②所得格差の拡大</p>
--	---

(4) 弁護士業界の業務形態は過渡期

従来は弁護士が1人とか2名の小事務所が大半(全体の80%程度)

弁護士数が300人以上の大事務所(ローファーム)の出現

→4大事務所"Big Four"

西村あさひ法律事務所 (474名、2011年5月現在、以下同)

長島・大野・常松法律事務所 (344名)

森・濱田松本法律事務所（311名）
アンダーソン・毛利・友常法律事務所（308名）
略して「四大事務所」ないし「四大」ともいい英語では"Big Four"とい
う。近時は、これに TMI 総合法律事務所（233名）加えて「五大法
律事務所」ということがある。

【大規模化の原因】

- ①ヒト・モノ・カネの流動のグローバル化により、顧客からの特定分
野などの専門性についてのニーズの高まり。
- ②複数の分野にわたる複雑な案件が増加し、法律事務所のいわゆる
「総合化」、ワンストップ・サービスの実現が求められることとな
ったこと。
企業法務（いわゆるコーポレート）を中心に大規模化を進めていた
大手法律事務所が、
金融（ファイナンス）
倒産・事業再生
知的財産
に特化した他の中小規模の事務所を吸収することによってなされ
た。
- ③大規模化が始まった当時より、M&A（特に法務デュー・ディリジ
ェンス）など、大規模・複雑で多人数の弁護士を要する業務が急激
に増大。
- ④規制緩和（事前規制型から事後チェック型への移行）などを背景と
してビジネス分野における弁護士の関与の度合いがより高まった
こと
- ⑤大規模化による顧客誘引力、優秀な新人弁護士の獲得能力の増大
法律事務所に関する情報が外国に比べると極端に少ない
実質的な実務能力に関する評価は客観的に示しにくい
所属弁護士の数や当該法律事務所のブランドという外部から見
て明らかに分かる情報に、顧客や新人弁護士などが左右される傾
向が強く、法律事務所の評価に繋がっている側面が指摘できる。
- ⑥大規模化を実現可能とした弁護士数の急増

2、類型毎の事務所の業務の特性

(1) 小事務所（全体の80%近く）

一般的な民事、商事、刑事の訴訟案件が中心
対象は地域住民や中小企業が中心
細々した事件、業務の中心は訴訟（調停、審判を含む）案件
収入の振幅幅が大きい、収入も千差万別
自由度が高い。

(2) 大事務所

① 業務内容

ex 企業法務（買収－M&A、会社分割、合併、営業譲渡等）
倒産処理業務（破産、会社更生、民事再生）
銀行・金融法務
会社再生業務
知財関係（特許、サービスマーク、実用新案、商標権、著作権など）
渉外業務（国際的な契約、業務提携、会社設立）
税務、独禁法、不正競争防止法案件
ビジネスロー分野中心
特殊分野に特化
訴訟案件は少ない。

- ②実質上相当規模の組織体→自由度は少なく激務
収入的には安定、パートナーになればかなりの高額収入が得られる
- ③所属弁護士が急増したため、アソシエイトからパートナーに昇進するための競争が激化。
大手事務所に所属を希望する新人弁護士などが増加している近時の傾向もあり、所属する弁護士は、司法試験に合格した者の中から、成績証明書、面接などを用いて選考される
出身法科大学院やその成績も重視
青田買い傾向
東京第2弁護士会が運営する「さいたま法科大学院」→学生時代からリクルート
エクスターンシップ（授業科目名『ローヤリング』）における一本釣り
- ④大規模化の現在及び将来
法律事務所の大規模化は、現時点ではおおむね成功していると考えられている。
日本国内におけるコーポレート案件・ファイナンス案件については、21世紀に入ってから四大法律事務所による寡占化がかなり進んだと考えられている。
但し、急激に増加してきたM&Aなどの取引案件が減少傾向にある。
↓
大規模化の傾向が維持されるのかは疑問の余地がある。
アメリカやイギリスなどの諸外国の法律事務所が数千人規模の人員を有していることからすれば、大規模化そのものは、まだ程度としては端緒に過ぎない、という見方もある。
- (3)労働系事務所
労働法関係、消費者問題、公害問題、国賠訴訟など
激務、収入は持ち出し案件も多いが、消費者側の集団訴訟や薬害の国賠訴訟の場合、それなりの報酬が得られる。

3、弁護士の変質とその原因

- (1)かつては司法試験に合格することは、一生食いばぐれの無いプラチナチケット
→裁判官、検事、弁護士になることが最終目標。
希少性が高かったので、世の中一般におけるステータスも高く、弁護士の場合、依頼者が弁護士の判断や方針にクレームを付けるということもあまりなかった。
かつては専門分野について未分化
- (2)人数の急増に伴う法曹の地位の低下
希少価値の減少
司法書士や行政書士など近隣業種の業務範囲の拡大
弁護士にの積極的な営業能力が求められるようになってきた
- (3)法曹資格取得は、最終目標ではなく、その通過点(スキルアップの手段)と考える人の増加
→ビジネスコンサルタントとかファンドマネージャーなど
- (4)大規模事務所出現で触れたように、専門性の要求の高まりや複数の分野にわたる複雑な案件が増加
→高度な専門性が要求(特にビジネスローヤーの部門でその要求は強いが、小事務所でもその傾向は明らか)
- (5)顧客の権利意識の高揚

インターネットの普及等による一般人の知識レベルの上昇や情報の浸透

4、弁護士に求められるもの

(1) コミュニケーション能力

～インフォームドコンセントが重要(後の懲戒問題に関連)。

依頼者の立場に身を置いて、何を望んでいるかを付度

(2) 起案能力～特に訴訟中心の弁護士の場合

簡にして要を得た文書の作成

結論を導く論理の展開が分かりやすいこと

論理の整合性

客観的資料と矛盾を生じないこと

場合によっては図面、チャートという視覚的資料も使用

論理的文書を読むこと

ex 新聞の社説など

(3) 営業能力(←競争の激化)

～これまでの弁護士のように事務所に座ったままで事件がくるのを待つという時代は終焉

コミュニケーション能力、プレゼン能力、得意分野による差別化→発信力が必要。

5、失敗しないための留意点

(1) 懲戒請求事件の増加

懲戒の種類(除名、退会命令、業務停止、戒告)

弁護士法57条1項。

①戒告～弁護士に反省を求め、戒める処分です

②2年以内の業務停止～弁護士業務を行うことを禁止する処分

受任中の事件は全て辞任し、顧問契約も解約

③退会命令～弁護士たる身分を失い、弁護士としての活動はできなくなる。

弁護士となる資格は喪失しない

④除名～弁護士たる身分を失い、弁護士としての活動ができなくなるだけでなく、3年間は弁護士となる資格も喪失。

(2) 懲戒理由(弁護士法56条)

弁護士法違反

所属弁護士会・日弁連の会則違反

所属弁護士会の秩序・信用を害したり、その他職務の内外を問わず「品位を失うべき非行」があったとき(弁護士職務規程)。

(3) 懲戒件数

年度	新受件数	人数	備考
2001	884	62	
2002	840	66	
2003	1127	59	
2004	1268	49	
2005	1192	62	
2006	1367	69	
2007	9585	70	
2008	1596	60	
2009	1402	76	

2010	1849	80	懲戒人数として最多
------	------	----	-----------

(4)原因

- ①弁護士数の増加→競争の激化
 収入が安定し、特定の顧客の事件しか手がけなくていい時代から、一見の依頼者の事件を受任
 ~売上確保のために無理な事件受任→筋悪事件の増加、倫理の低下(瀕すれば鈍す)
- ②かつての徒弟制度的要素が薄れ、バランス感覚の未拾得
- ③関係者の権利意識の高揚
- ④モラルの低下

6、現役法科大学院生の声

- ①全体的に、あまり、明るい未来を抱き過ぎるな
 一握りの成績優秀者のみが大手法律事務所へ行って初任給1000万円
 ごえというエリートコースを歩めるが、本当に、一握り
- ②プライドが高すぎないこと、なんでもやれること
- ③バランス感覚。(法律はあくまでも道具なので、それを使って結果の妥当性を導くための感覚が資質として必要。)
- ④コミュニケーション能力と法律知識
- ⑤法科大学院を卒業しても法曹になれるわけじゃない。
 法曹になれなかったら元も子もないから、とにかく勉強。
 身につけるべきは、基礎。
- ⑥ロースクールによって就職活動の有利不利が違ってくる。
 どこでもいいと軽く考えず、入学前から就職を見据えた法科大学院選びを
 すること。
 (東大ロースクールが一番就職に有利。その次に一ツ橋、慶応、中央、早稲田など)
 司法試験対策をしっかりとってくれる法科大学院と、ほとんどしない法科大学院がある。
 入学前にしっかり情報を集めてみる(在学生に聞くのが一番)。
 法科大学院の成績が良いと奨学金の返還免除もあり、就職にも有利。
- ⑦入学前からガリガリ勉強して、在学中好成绩を収め続けるのが、すべてうまくいくコツ。